

第2部 海洋に関して講じた施策

ここでは、海洋基本計画第2部に取り上げられた、政府が総合的かつ計画的に講ずべき12の基本的施策について、平成26年度以降に実施した主な施策を記述します。

1 海洋資源の開発及び利用の推進

(1) 海洋エネルギー・鉱物資源の開発の推進

- 平成25年4月に策定された新たな「海洋基本計画」や、最近のエネルギー・鉱物資源を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、平成25年12月には新たな「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」を策定しました。平成26年度はこれらの計画に基づき、主に以下の施策を実施しました。(経産省)
 - ・ 日本周辺海域に相当量の賦存が期待されるメタンハイドレートを将来のエネルギー資源として利用可能にすることを目的として、世界に先駆けて商業的産出のために必要な技術整備を行っています。プロジェクト運営は「メタンハイドレート資源開発研究コンソーシアム」が中心となり、産学で構成される開発実施検討委員会での議論も踏まえて実施しています。(経産省)
 - ・ 平成26年度は、砂層型メタンハイドレートについては、平成25年3月に実施した海域での世界初のガス生産実験の結果を踏まえ、出砂や坑井内機器の不具合の原因究明や課題解決に向けた検討作業を実施しました。(経産省)
 - ・ 表層型メタンハイドレートについては、資源量を把握するため、日本海側にて広域的な分布調査等を実施しました。平成26年度の広域調査では、隠岐周辺、上越沖、秋田・山形沖、日高沖において新たに746箇所のガスチムニー構造を確認しました(平成25年度と合わせ971箇所)。さらに、平成26年度は上越沖と秋田・山形沖においてガスチムニー構造を海底下100m程度まで掘削し、地質サンプルの取得等を行いました。(経産省)
 - ・ 石油・天然ガスに関しては、国内の石油・天然ガス基礎調査として、三次元物理探査船「資源」による探査については、平成26年度は西津軽沖、日高沖、秋田沖・山形沖、茨城沖海域において調査を実施しました。また、試掘調査実施海域の選定作業を行いました。(経産省)
 - ・ 海底熱水鉱床に関しては、充分な成果が得られた平成24年度までの開発計画第1期に続き、平成25年度から第2期に移行しました。平成26年度は、ここで新たに明らかになった課題等や改定された新しい基本計画及び海洋エネルギー・鉱物資源開発計画を踏まえ、引き続き資源探査を行うとともに、採鉱・揚鉱技

術、選鉱・製鍊技術の開発や環境影響調査等を進めています。(経産省)

- 平成 26 年 12 月には沖縄本島北西沖(伊平屋小海嶺周辺「野甫サイト」)に、また平成 27 年 1 月には久米島沖('ごんどうサイト')に新たな海底熱水鉱床の存在を確認しました。これまで発見された中で最大規模の伊是名海穴サイトに鉱石品位やマウンド分布域の広がり等で匹敵し得るとされており、今後の詳細調査により資源量が把握される予定です。(第 1 部 2 参照)(経産省)
- レアアースを含む海底堆積物については、将来のレアアース資源としてのポテンシャルを検討するため、南鳥島周辺海域における賦存状況調査等を実施しました。(経産省)

(2) 海洋再生可能エネルギーの利用促進

- 洋上風力発電に関しては、平成 24 年以降、実証試験を行うための複数の洋上風力発電施設が設置されました。平成 24 年 6 月には、長崎県五島市桟島沖において、系統連系を行う浮体式洋上風力発電施設としては我が国初のものとなる、100kW 風車を搭載した小規模試験機(世界初となるハイブリッド・スパー型)を設置し、環境影響や安全性等の知見を収集しました。これらの結果を踏まえ、平成 25 年 10 月から、国内初の商用スケール(2MW)の実証機の運転を開始し、環境影響、気象・海象への対応、安全性等に関する情報収集等を行っています。(環境省)
- また、平成 25 年 3 月に、沖合に設置される本格的な着床式風力発電システムとして我が国初のものとなる、2.4MW の風車(重力式基礎)が千葉県銚子市沖で運転開始し、さらに平成 25 年 6 月に、福岡県北九州市沖に 2MW 級の風車(重力・ジャケット併用式基礎)が運転開始され、各種情報収集を行っています。(経産省)
- 着床式洋上風力は、銚子沖と北九州沖に設置された実機により事業化に向けた必要なデータ取得が進められ、平成 26 年度から固定価格買取制度における価格設定(36 円/kWh)がなされました。(経産省)
- また、世界初の本格的な事業化を目指し、福島沖において、平成 25 年 11 月に、2MW の浮体式洋上発電設備(セミサブ式)及び浮体式洋上変電設備(サブステーション)が設置され実証研究を開始しました。平成 27 年度以降、7MW 等 2 基を設置する予定であり、世界最大の浮体式洋上ウインドファームの実証事業が行われます。更に、浮体式の低コスト化に向けて、軽量な浮体、風車、低コストな係留等の施工技術等の実証を行っていく予定です。(経産省)
- これらの洋上風力発電の研究開発の実施等により、魚類・鳥類などに対する環境影響評価手法等の検証も行っていきます。また、港湾への洋上風力発電の導入の円滑化に向け、平成 26 年 1 月に「港湾における洋上風力発電の導入円滑化に向けた技術ガイドライン等検討委員会(委員長:牛山泉足利工業大学学長)」を設置し、発電施設の構造安定や港湾を利用する船舶航行の安全の確保等について検

討を進め、平成 27 年 3 月 26 日、かかる検討の成果を「港湾における洋上風力発電施設等の技術ガイドライン(案)」としてとりまとめ、公表しました。（国交省、経産省、環境省）

- 平成 26 年度末までに、稚内港、石狩湾新港、むつ小川原港、能代港、秋田港、鹿島港及び御前崎港において風力発電の導入可能区域が港湾計画に位置付けられており、既に、むつ小川原港、能代港、秋田港及び鹿島港においては、事業予定者が選定されています。（国交省）
- 波力や海流等の海洋エネルギーを利用した発電について、実用段階に比較的近い海洋エネルギーを活用した発電装置の向上などを目指し、平成 23 年度以降、19 件の実証研究や要素技術開発を行っています。また、これら浮体式・水中浮遊式発電施設に関する安全・環境ガイドラインの策定を行っています。（内閣府、経産省、環境省、国交省）
- 「海洋再生可能エネルギー利用促進に関する今後の取組方針」（平成 24 年 5 月総合海洋政策本部決定）を踏まえ、海洋再生可能エネルギーを利用した発電技術の実用化を促進するため、実証試験を行うことができる海域を提供する「海洋再生可能エネルギーの実証フィールド」の公募を行った結果、7 県 11 海域の提案があり、このうち、平成 27 年 4 月までに、5 県 7 海域が実証フィールドとして選定されました。（内閣官房）

（3）水産資源の保存管理

- 水産資源の保存・管理の分野では、平成 26 年度も引き続き以下の施策を実施しています。
 - ・ 水産資源評価・予測精度の向上を図るため、漁獲可能量(TAC)制度・漁獲努力可能量(TAE)制度の対象魚種や国際的に管理されたマグロ類に重点を置いて資源調査を実施するとともに、海洋環境の変動による水産資源への影響調査や資源変動予測技術の開発・活用を行いました。（農水省）
 - ・ 水産資源について、資源の状況等を踏まえ、「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」に基づき、TAC の設定・配分を行うとともに、その円滑な実施を図り、計画的・効率的な TAC 管理を通じて資源管理を推進しました。また、基本的にすべての漁業者が資源管理計画に基づく資源管理に参加するよう促すとともに、資源管理・収入安定対策によって、漁業資源の保全と経営の安定化を図りました。さらに、資源管理計画等の対象魚種について、水産関係公共事業の重点的な実施を行ったほか、資源管理計画等に基づく漁獲努力量削減の取組等を支援しました。（農水省）
 - ・ ウナギについては、近年沿岸に来遊するシラスウナギの減少を受けて、中国など関係国・地域と協力して資源回復のための国際協調・管理体制を強化するため

の協議を行い、池入れ数量を制限することとなりました。また、日本国内では、平成 26 年 11 月には、内水面漁業の振興に関する法律に基づくうなぎ養殖業の届出制を導入し、平成 27 年 6 月からは農林水産大臣の許可を要する指定養殖業として許可制に移行し、池入れ数量の管理を行っています。さらに、産卵のために川を下る親ウナギの保護やシラスウナギの採捕期間の短縮といった資源管理の取組について地域毎の話し合いを促進するとともに、ウナギ養殖業者による親ウナギの放流に対して支援を行いました。(農水省)

- ・ 資源状況等に即した適切な資源管理をより一層推進するため、漁業者・試験研究機関・行政が一体となって取り組む資源管理指針・資源管理計画を実施する体制の整備等を支援しました。(農水省)
- ・ 天然資源に依存しない持続的養殖や栽培漁業等のつくり育てる漁業の推進を図るため、平成 28 年度までに、低コストで高品質な養殖用人工種苗を安定的かつ大量に生産供給する技術を開発(ウナギ:1 万尾、クロマグロ:10 万尾)することを目標として研究開発を推進しています。(農水省)
- ・ 周辺国・地域との連携を強化し、魚種ごとの資源状況を踏まえた資源管理を推進しました。特に、韓国及び中国の漁船の我が国周辺水域における漁獲割当量、許可隻数を決定し、その遵守を徹底するとともに、適切な資源管理を推進しました。(農水省)
- ・ 都道府県及び関係府省との連携を強化して、漁業取締船・航空機により効果的かつ効率的な監視・取締りを行い、特に外国漁船の操業が活発化する時期・海域においては、漁業取締船の重点配備等による集中取締りを実施しました。また、漁業取締船の増隻等により、外国漁船の取締体制のより一層の強化を図りました。(農水省)
- ・ 排他的経済水域において、水産資源の増大を図るため、国が漁場整備を行うフロンティア漁場整備事業を実施するとともに、資源管理及びつくり育てる漁業と連携し、水産生物の生活史に対応した広域的な水産環境整備を推進しました。(農水省)
- ・ 森林法に基づき、魚つき保安林の指定と保全を図るとともに、河川上流域において、広葉樹林化等を取り入れた漁場保全の森づくりをはじめとする森林の整備・保全を推進しました。(農水省)
- ・ 磯焼け等により効用の低下が著しい漁場において、藻場・干潟の造成・保全と併せて、ウニやアイゴ等の食害生物の駆除や海藻類の移植等に対して支援を行いました。(農水省)



神奈川県三浦市小網代湾の藻場の様子
(写真提供:神奈川県水産技術センター 工藤孝治)

2 海洋環境の保全等

(1) 生物多様性の確保等のための取組

- 平成 26 年 7 月、総合海洋政策本部参与会議の下に「海洋環境の保全等の在り方プロジェクトチーム(PT)」を設置し、国際的な海洋環境保全に係る要請と我が国における取組などの状況を整理しつつ、今後の我が国の取組や施策等の在り方について検討を行いました。(内閣官房)
- 絶滅が危惧されるアホウドリ、ウミガラス等の海鳥について保護増殖事業を実施しました。特に、伊豆諸島鳥島ではアホウドリの繁殖状況をモニタリングし、衛星を利用した飛翔ルートの把握と、鳥島南西斜面及び小笠原諸島聟島における新繁殖地形成事業を実施し繁殖地拡大を図ってきました。また、鳥島では海鳥類の繁殖環境改善を目指した保全事業を実施しています。(環境省)
- 海洋生物の種の絶滅のおそれを評価するため、検討会及び生物分類群ごとの分科会を立ち上げ、検討を行っています。(農水省、環境省)
- 国内のサンゴ礁の保全・再生を総合的かつ効果的に推進するため平成 22 年 4 月に策定した「サンゴ礁生態系保全行動計画」の実施状況の点検や鹿児島県におけるサンゴ礁保全の現状及び課題等について検討を行いました。また、国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)の枠組の下、平成 26 年 10 月に第 29 回 ICRI 総会を沖縄科学技術大学院大学にて開催し、我が国の提案したサンゴ礁保全のための統合的アプローチに係る決議が採択されました。(環境省)
- 人の手で陸域と沿岸海域が一体的に総合管理されることによって物質循環機能が

適切に保たれ、豊かで多様な生態系と自然環境が保全された「里海」の創生を目指し、国内外へ「里海」の概念を普及するため、ウェブサイト「里海ネット¹」による情報提供を引き続き行っています。(環境省)

- 国立公園において、海域公園地区の指定に向けた自然環境の調査を実施するとともに、利用の転換を解消するための調査・検討、サンゴを食害するオニヒトデの駆除等の事業を実施しています。また、自然環境保全地域においても、海域特別地区の指定に向けた検討を進め、平成 27 年 2 月に崎山湾自然環境保全地域の区域を拡張し、名称を「崎山湾・網取湾自然環境保全地域」に変更しました。さらに国立公園内(石西礁湖(沖縄県)、竜串(高知県))においてサンゴ群集の再生事業を実施しています。(環境省)
- 東北地方太平洋沿岸地域において、地震等による自然環境等への影響を把握するため、植生、湿地、干潟、藻場、海鳥繁殖地などのモニタリングを継続するとともに、重要な自然を地図化した「重要自然マップ」を作成しました。また、「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」に基づき、平成 25 年 5 月に創設された三陸復興国立公園を平成 27 年 3 月に拡張するとともに、東北太平洋岸自然歩道(みちのく潮風トレイル)整備のための調査及び方針の検討を実施し、平成 25 年 11 月に青森県八戸市から岩手県久慈市までの約 100km が、平成 26 年 10 月に福島県相馬市から福島県新地町までの約 50km が開通しました。(環境省)
- 濑戸内海について、豊かな海の実現を目指し、また、生物多様性の向上等新たな課題に対応するため、平成 25 年 4 月に、瀬戸内海環境保全小委員会を設置し、瀬戸内海環境保全基本計画の変更に関する審議を進め、基本計画の変更について平成 27 年 2 月に閣議決定しました。(環境省)
- 平成 23 年 8 月に有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律(平成 14 年法律第 120 号)が一部改正されたことを受け、平成 24 年 8 月に、有明海・八代海等総合調査評価委員会に新たに 2 つの小委員会を設置し、引き続き調査審議を進めています。(環境省)
- 干潟をはじめとする沿岸域、サンゴ礁及び小島嶼の生態系については、「モニタリングサイト 1000」により、長期的かつ継続的な生態系のモニタリングを実施しています。(環境省)

(2) 環境負荷の低減のための取組

- 地球温暖化予測の進行に大きな影響を与える海洋の炭素循環や熱輸送過程の変動を把握するため、北西太平洋における高精度・高密度海洋観測を実施しています。観測データを基に、代表的な定線(東経 137 度線、165 度線)における、二酸

¹ 「里海ネット」 <http://www.env.go.jp/water/heisa/satoumi/index.html>

化炭素の蓄積量の増加や、深層における水温の変化に関する結果を公表しています。特に、東経137度線においては、表面海水中の二酸化炭素の長期変化傾向とともに、水素イオン濃度(pH)が観測を行っているすべての緯度帯において低下し、「海洋酸性化」が進行していることを明らかにしました。さらに、国内外他機関による観測データや国際的なデータベースを用いて、全球の海洋表層に蓄えられている熱量の長期変化、全球における海洋による二酸化炭素吸収量及び太平洋域における海洋酸性化について公表しています。(第1部5参照)(文科省、国交省)

- 北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)等の国際的な枠組みを活用し、人工衛星によるリモートセンシング技術を活用した環境モニタリング手法や生物多様性を指標とした海洋環境の評価手法の開発等を進めるとともに、環日本海海洋環境ウォッチシステムを構築し、水温、植物プランクトン濃度等の観測データをとりまとめています。(環境省、外務省)
- 国立研究開発法人海洋研究開発機構では、カリフォルニアからバハ・カリフォルニア半島の沿岸に発生する地域的な大気海洋結合現象を世界で初めて発見し、平成26年4月に論文として公表しました。これまで、この沿岸域の海面水温の経年変動については、エル・ニーニョ/ラ・ニーニャ現象に起因するものと考えられてきましたが、本研究により、エル・ニーニョ/ラ・ニーニャ現象とは独立した大気海洋結合現象が存在し、この現象が夏季の海面水温の経年変動を引き起こしていることが分かりました。また、熱帯域における主要な大気変動であり全球に影響を及ぼすマッデン・ジュリアン振動(MJO)について、スーパーコンピュータを利用し、地球全体での雲の生成・消滅を詳細に計算できる全球雲システム解像モデルによる数値実験を実施し、約1ヶ月先まで有効な予測が可能であることを実証しました。本成果により地球規模の大気変動の様子を早期に把握できるようになり、日本付近の季節予報や台風発生の予測の精度向上にも貢献できると考えられています。(文科省)
- 海域の水質に係る環境基準の達成率は、有機汚濁の代表的な指標である化学的酸素要求量(COD)で見ると約80%とほぼ横ばいで推移しています。また、代表的な閉鎖性海域である東京湾、伊勢湾及び大阪湾においては、依然としてCODの環境基準達成率が70%を下回る状況にあります。このような中、水環境改善のため、特に次の取組を進めました。(環境省、国交省)
 - ・ 人口、産業等が集中し排水の濃度規制のみでは環境基準の確保が困難な閉鎖性海域として、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海を対象に、陸域からの汚濁負荷の総量を削減する水質総量削減を実施しています。平成26年4月1日より、既設分も含めた全ての特定事業場からの特定排出水に対して、第7次総量規制基準の適用が開始されました。また、関係20都府県において、第7次総量削減計画に基づき、総量規制基準の適用、下水道や浄化槽の整備促進等の取組を推進しました。(環境省、国交省)

- ・ 閉鎖性水域の水環境改善のため、流域別下水道整備総合計画の策定・見直しを進めたほか、富栄養化の原因である窒素・りん等を除去する下水道の高度処理を推進しました。また、合流式下水道緊急改善事業制度等を活用し、下水道の効率的・効果的な改善対策を推進しました。**(環境省、国交省)**
- 近年、その深刻化が指摘されている漂流・漂着・海底ごみ問題について、平成 26 年度は特に次の取組を進めました。**(環境省)**
 - ・ 「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(以下「海岸漂着物処理推進法」という。)及び同法に基づく基本方針を踏まえた総合的かつ効果的な施策の推進に努めているところです。**(環境省)**
 - ・ 海岸線を持つ 39 の都道府県のうち 32 の都道府県への補助により、都道府県又は市町村が海岸管理者等として実施する海岸漂着物等の回収・処理、発生抑制に関する事業等に対する支援を行いました。**(環境省)**
 - ・ 漂流・漂着・海底ごみの定量的かつ経年的な状況把握を行うため、モニタリングを実施しました。**(環境省)**
 - ・ 国立公園の海岸において、重要な景観要素であるウミガメや海鳥等の生物を保全する観点から、その繁殖地等における漂着ごみの清掃やモニタリング調査を行いました。**(環境省)**
 - ・ 発泡スチロール製のフロート等について、その処理費用の軽減方策及びリサイクル技術の開発等を推進するとともに、漁業活動中に回収した漂流物等の処理等に対する支援を行いました。**(農水省)**
 - ・ NOWPAP の枠組みで、ワークショップ等を開催するとともに、一般市民への普及啓発を目的とした国際海岸クリーンアップキャンペーン(ICC)に参加しました。**(環境省、外務省)**
- 水質総量削減の効果等を把握するため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明海及び八代海について、陸域から発生する COD、窒素、りんの汚濁負荷量を把握するとともに、これら海域における水質調査を実施しました。**(環境省、国交省)**
- 油及び有害液体物質流出事故に関する脆弱沿岸海域図について、その基礎となる地形データ及び動植物の分布等に関するデータの更新のため、情報収集等を順次実施しました。**(環境省)**
- 平成 27 年 1 月 5 日に島根県沖で確認された浮流油に対応するため、国土交通省中国地方整備局が海上保安庁第八管区海上保安本部の出動要請を受けて、国土交通省九州地方整備局が所有する大型浚渫兼油回収船「海翔丸(かいしょうまる)」が緊急出動し、浮流油の回収を実施しました。**(国交省)**
- 油防除活動を効果的に行うため、国土交通省中部地方整備局が所有する大型浚渫兼油回収船「清龍丸」及び四国地方整備局が所有する海洋環境整備船「美讚」

が坂出港大規模流出油回収合同訓練(平成 26 年 4 月 19 日)」に参加し、合同油回収訓練を実施しました。同じく、北陸地方整備局が所有する大型浚渫兼油回収船「白山」が佐渡市総合防災訓練に参加し、両津港で緊急支援物資輸送訓練(平成 26 年 7 月 20 日)、小木港沖で油回収訓練(平成 26 年 7 月 22 日)を実施しました。さらに、高知港の地震・津波防災訓練にも参加し、地方ブロック圏域を越えた緊急物資海上輸送及び油回収訓練(平成 26 年 11 月 5 日)を実施しました。また、前記の「海翔丸」が宮崎県総合防災訓練(平成 26 年 10 月 19 日)に参加し、細島港において油回収訓練を実施しました。(国交省)

- 旧ソ連・ロシアによる日本海・オホーツク海への放射性廃棄物の海洋投棄や過去に行われた核実験等による海洋環境への影響を把握するため、日本近海で、海水や海底土を採取し、人工放射性物質の調査を実施しました。(国交省)
- 東日本大震災の津波による有害物質、廃棄物の海上流出や油汚染による海洋汚染の状況を把握することを目的として、青森県から福島県にかけてモニタリング調査を実施しました。また、東京電力福島第一原子力発電所から漏出した放射性物質による海洋汚染については、「総合モニタリング計画」(平成 23 年 8 月モニタリング調整会議決定、平成 26 年 4 月 1 日改訂)に沿って、放射性物質のモニタリング調査を実施しました。(環境省)
- 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づく、二酸化炭素の海底下への貯留(CCS)に係る許可制度について、今後の適切な審査を実施するため日本近海における海洋生態系及び化学的性状の現状調査等を引き続き実施しました。また、海底から二酸化炭素が万一漏出した際に迅速に漏出を検知するための手法を検討しており、平成 26 年度は、漏出を検知する技術等について検討を進めました。(環境省)
- 国際海運からの二酸化炭素排出は京都議定書の対象外とされ、国際海事機関(IMO)で議論することとされています。我が国は、その削減のための国際的な枠組みを主導し、平成 23 年 7 月には、先進国、途上国の別なく国際海運に一律に適用する燃費規制を導入する条約改正が採択されています。この条約改正に対応するため、平成 24 年に「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」が改正され、平成 25 年 1 月から規制が開始されています。CO₂ 排出削減及び優れた省エネ技術を有する我が国海事産業の国際競争力の向上のため、現在は更なる対策として、燃費規制の段階的強化や燃費報告制度(実運航での燃費の「見える化」)や燃料油課金などの経済的手法の国際的枠組み作りを主導すべく取組んでいます。具体的には、平成 26 年 10 月に開催された IMO の第 67 回海洋環境保護委員会(MEPC67)において、船舶のエネルギー効率設計指標(EEDI)の段階的強化に関するレビューを我が国主導で行うことを決定しました。また、燃費報告制度に関し、船舶が報告すべきデータの種類や旗国の役割等を審議しました。(国交省)

- 船舶からのバラスト水排出に伴い、バラスト水に含まれる有害水生生物及び病原体の越境移動による環境等への悪影響を防ぐことを目的とした「2004 年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約」に関して、平成 25 年 12 月の第 28 回 IMO 総会において、バラスト水処理設備の搭載期限の見直しに関する総会決議が採択され、同処理設備搭載工事の集中が緩和されたことや、処理設備の供給体制が整ったことから、同条約を国内的に担保する、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 73 号)が平成 26 年 6 月 11 日に成立し、関係政省令の一部改正を実施した後、平成 26 年 10 月 10 日に同条約を締結しました。これを受け、MEPC67 において、我が国が同条約を締結したことを報告するとともに、同条約の早期発効の促進を目指し、未締約国に対し速やかに条約を締結するよう促しました。(外務省、国交省、環境省)

3 排他的経済水域等の開発等の推進

(1) 排他的経済水域等の確保・保全等

- 国連海洋法条約(UNCLOS)に基づき、我が国は平成 20 年 11 月に「大陸棚の限界に関する委員会」に大陸棚延長申請を行い、平成 24 年 4 月に同委員会から勧告を受領しました。我が国は、勧告の内容について精査を行い、内容の疑義について平成 25 年 7 月に同委員会に質問書を発出し、平成 26 年 3 月に同委員会から回答を受領しました。これを受け、平成 26 年 7 月 4 日に総合海洋政策本部会合において「大陸棚の延長に向けた今後の取組方針」を決定しました。この取組方針に従い、沖ノ鳥島北方の四国海盆海域及び沖大東島南方の沖大東海嶺南方海域を延長大陸棚の範囲として定める政令(排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第 2 条第 2 号の海域を定める政令)を同年 9 月 9 日に閣議決定し、同年 10 月 1 日に施行しました。(内閣官房、外務省、国交省)
- 東シナ海資源開発については、平成 20 年 6 月の合意後、各種ハイレベル会談などで中国側に対し、合意を実施に移すべく、国際約束締結に向けた交渉の実施を働きかけてきました。この結果、平成 22 年 7 月、東京において、第 1 回東シナ海資源開発に関する国際約束締結交渉が開催されましたが、尖閣諸島周辺領海内における海上保安庁巡視船への中国漁船による衝突事件後、中国側が一方的に同交渉の延期を表明して以来、進展が得られておらず、中国に対しては、一方的な開発を行わないよう求めるとともに、平成 20 年 6 月の合意の早期実施を強く求めています。(外務省)
- 我が国の排他的経済水域等における鉱物の探査について、主権的権利等を適切に行使していく観点から「鉱業法の一部を改正する等の法律(平成 23 年法律第 84

号)」が平成 23 年 7 月に公布され、平成 24 年 1 月から施行され、探査規制の執行は関係省庁間で連携を図りながら適切に実施されていますが、平成 26 年度末時点で、違反事実は認められていません。(内閣官房、外務省、経産省、国交省)

- 平成 22 年 6 月に施行された「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」(以下「低潮線保全法」という。)に基づき指定された、低潮線保全区域(排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線の保全が必要な海域)について、区域内の海底の掘削等の行為規制の実施、低潮線保全区域における行為規制を周知するための看板の設置、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視等を実施しました。平成 26 年度末時点で、噴火活動状況を調査中の西之島を除き、低潮線保全区域内における制限行為及び地形変化は確認されておりません。(内閣官房、国交省)

(2) 排他的経済水域等の開発等を推進するための基盤・環境整備

- 平成 26 年、我が国の排他的経済水域等において、我が国の同意を得ない調査活動は 15 件あり、海上保安庁の、巡視船・航空機により中止要求等を実施するとともに、外交ルートを通じた中止要求の伝達等、関係省庁が連携して的確に対処しました。(外務省、国交省)
- 低潮線保全法に基づき、特定離島(南鳥島及び沖ノ鳥島)において、排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として、船舶の係留・停泊、荷さばき等が可能となる特定離島港湾施設の整備(南鳥島では平成 22 年に、沖ノ鳥島では平成 23 年に着手)を進めています。(国交省)
- 沖ノ鳥島については、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの補修等を継続実施するとともに、恒久的かつ安定的な国土の保全を図るための島の保全対策等を検討しています。(国交省)
- 平成 26 年 7 月、総合海洋政策本部参与会議の下に「海域の利用の促進等の在り方」PT を設置し、海洋活動に適用される我が国及び諸外国の法制度について検討を行いました。(内閣官房)
- 海洋産業の振興のため、平成 26 年 3 月、総合海洋政策本部の下に、山本海洋政策担当大臣(当時)をチーム長とし、関係府省の副大臣を構成員とする「排他的経済水域等の海域管理の在り方検討チーム」を設置し、平成 26 年 6 月に海洋基本計画に掲げられた『排他的経済水域及び大陸棚の開発等を推進するための海域管理の適切な管理の在り方』を取りまとめました。(内閣官房)

4 海上輸送の確保

(1) 安定的な海上輸送体制の確保

- トン数標準税制の適用を受けるために必要な日本船舶・船員確保計画の認定を受けた事業者は平成 26 年 3 月末現在 9 社となっています。平成 24 年 9 月に改正「海上運送法」が成立し、日本船舶を補完するものとして、日本の外航海運事業者の海外子会社が保有する外国船舶であって、海上運送法に基づく航海命令が発せられた場合に確実かつ速やかに日本船舶に転籍して航行することが可能なものを「準日本船舶」として認定する制度が創設されました。これを受け、平成 25 年度よりトン数標準税制の適用対象船舶に準日本船舶を追加し日本船舶の増加のペースアップと準日本船舶の確保の促進を図っています。また、トン数標準税制と併せ、環境対応船舶等の取得を支援する特別償却制度・買換特例制度や、国際船舶に係る特例措置等により、日本船舶の増加、日本商船隊の国際競争力の確保を通じて安定的な海上輸送体制の確保が図られています。(国交省)

日本船舶・船員確保計画第 5 期(平成 26 年 3 月)の状況:

共有している船舶又は共有する予定の船舶は、持分に応じた隻数を記載。

(例:持分 40% の場合は 0.4 隻として記載)

項目	計画開始時	第1期実績 (平成21年度)	第2期実績 (平成22年度)	第3期実績 (平成23年度)	第4期実績 (平成24年度)	増減 (計画開始時→ 第4期実績)	第5期計画 (平成25年度)
外航日本船舶 の確保計画・実績	77.4隻	95.4隻	118.9隻	131.8隻	143.0隻	65.6隻	169.0隻
外航日本人船員 の確保計画・実績	1,072人	1,103人	1,112人	1,153人	1,194人	122人	1,206人

(2) 船員の確保・育成

- 内航分野においては、平成 20 年 7 月に施行された改正海上運送法に基づく日本船舶・船員確保計画の認定を受けた事業者が、新たに船員となろうとする者に特定の訓練及び資格取得等を受けさせた場合に助成金を支給しています。平成 27 年 3 月末をもって、認定されていた 8 件の計画が終了し、同年 4 月 1 日から開始される計画が新たに 28 件認定されたため、同日現在では 197 事業者が国土交通大臣による計画の認定を受けています。(国交省)
- 内航船員の高齢化の進展による船員不足の解消に向け、関係機関と連携し、内航船員に関する情報が乏しいと思われる船員教育機関以外の学生等に対して、就業体験やキャリアパス説明会を開催することによって、内航船員を志向する若年者を増加させる取組を実施しました。(国交省)
- 平成 25 年 8 月に船員の海上労働に関するグローバルスタンダードを定める「2006 年の海上の労働に関する条約」を批准しました。これに先だって、同条約の批准に

向け、労働時間規制を船長にも適用する等の船員の労働条件等に関する規制の見直し、国際航海等に従事する一定の日本船舶及び我が国に寄港する一定の外国船舶に対する船員の労働条件等についての検査制度の創設等の内容を盛り込んだ改正「船員法」が平成 24 年 9 月に公布され、同条約の発効に併せて、平成 26 年 8 月 5 日に施行しました。(外務省、国交省)

(3) 海上輸送拠点の整備

- 国際コンテナ戦略港湾政策については、平成 22 年 8 月に阪神港、京浜港を選定し、大水深岸壁の整備や「民」の視点を活かした効率的な港湾運営等、ハード・ソフト一体となった総合的な施策を実施してきました。しかし、この間にも、さらなる船舶の大型化や船社間の連携の進展により、基幹航路の寄港地絞り込み等が進んでいる状況を踏まえ、平成 25 年 7 月から「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会」を開催し、平成 26 年 1 月に、国際コンテナ戦略港湾への広域からの貨物集約等による「集貨」、国際コンテナ戦略港湾背後の産業集積等による「創貨」、大水深コンテナターミナルの機能強化や港湾運営会社に対する国の出資等による「競争力強化」の 3 本柱からなる「最終とりまとめ」を公表しました。同委員会の議論を踏まえ、国際コンテナ戦略港湾の港湾運営会社に対する国の出資を可能とするとともに、無利子貸付制度の対象施設に国際コンテナ戦略港湾の埠頭近傍の流通加工機能を伴う倉庫を追加すること等を内容とする「港湾法の一部を改正する法律」が平成 26 年 7 月 1 日に施行されました。(国交省)
- 平成 26 年 10 月 1 日には、阪神港の特例港湾運営会社が経営統合し「阪神国際港湾株式会社」が設立され、「国際戦略港湾競争力強化対策事業(港湾運営会社が実施する集貨事業に対して国が補助する事業)」の活用等による阪神港への集貨の取組みが進められています。さらに、平成 26 年 12 月 26 日には、阪神国際港湾株式会社に対して、国が出資を行い、これにより、国・港湾管理者・民間の協働体制が構築されました。(国交省)



神戸港 六甲アイランドコンテナターミナル
(RC-7)



- 我が国の産業の競争力強化や国民生活の向上に不可欠な穀物、鉄鉱石、石炭等のばら積み貨物の安定的かつ安価な供給を実現するため、平成 23 年 5 月、国際バルク戦略港湾として穀物を取り扱う 5 港(釧路港、鹿島港、名古屋港、水島港、志布志港)、石炭を取り扱う 3 港(小名浜港、徳山下松港・宇部港)、鉄鉱石を取り扱う 3 港(木更津港、水島港・福山港)を選定しました。また、ばら積み貨物の輸入拠点として、国土交通大臣が「特定貨物輸入拠点港湾」を指定するとともに、当該港湾に対する支援措置等を規定した「港湾法の一部を改正する法律」及び関係政省令が平成 25 年 12 月に施行されました。これを受け、同月に、小名浜港を全国初の特定貨物輸入拠点港湾(石炭)に指定しました。さらに、平成 25 年度税制改正において、荷さばき施設等の取得に係る固定資産税・都市計画税を軽減する特例措置が創設され、平成 27 年度税制改正において、平成 28 年度までの 2 年間の延長が認められました。個別港湾における取組としては、小名浜港において、平成 25 年度から、石炭を取り扱う水深 18m の国際物流ターミナルの整備を実施しています。加えて釧路港において、平成 26 年度から、穀物を取り扱う水深 14m の国際物流ターミナルの整備を実施しています。(国交省)
- 我が国全体と地域の経済・産業・生活を物流面から支えることを目的に、国際海運ネットワークにおける拠点としての国際海上コンテナターミナルや迅速かつ低廉な輸送物流体系を構築するための複合一貫輸送ターミナル等の整備を実施しています。(国交省)
- リサイクルポートとして指定された全国 22 港において、静脈物流拠点の形成に向け、積替・保管施設等の循環資源取扱支援施設の整備に対する支援や、必要な港湾施設の整備を実施しました。また、平成 26 年度より新たに「モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業」を開始し、リサイクルポートを活用した静脈物流システムの低炭素化、低コスト化の事業を実施しました。(国交省)
- 港湾の整備を効率的に実施するため、沿岸域において波浪・潮位観測を行うとともに、沖合においては、地震発生時に津波観測にも資する GPS 波浪計を用いた観測を行っています。平成 26 年度は、高知室戸岬沖の 1 箇所に、GPS 波浪計を新規設置しました。(国交省)

5 海洋の安全保障の確保

(1) 海洋の安全保障や治安の確保

- 海上保安庁による尖閣三島の取得・保有以降、それを口実として尖閣諸島周辺海

域では中国公船による領海侵入が繰り返されるようになっています。海上保安庁では、中国公船が領海に侵入しないよう警告するとともに、領海に侵入した場合には退去要求等を行い、領海外に退去させています。(国交省、外務省)



中国公船を監視警戒している巡視船(奥)

- 平成 26 年 9 月中旬以降、小笠原諸島及び伊豆諸島周辺海域において宝石サンゴを狙う中国船が確認され、水産庁、海上保安庁及び東京都が連携して違法操業の取締りを実施するとともに、外国漁船が我が国の領海及び排他的経済水域内で違法に操業した場合の罰則について最高額を 3,000 万円に引き上げる等、法制面で対策を強化しています。宝石サンゴを狙う中国船は、平成 27 年 1 月 23 日以降は小笠原諸島周辺海域等の領海内で確認されていませんが、引き続き警戒を緩めることなく対応していきます。(第 1 部 4 参照)(国交省、農水省、外務省)
- 東南アジア海域における海賊対策として、海上保安庁では、同海域の沿岸国海上保安機関に対して、法執行等の能力向上支援を実施しているほか、毎年、巡視船や航空機を東南アジア海域等に派遣しています。(国交省)
- ソマリア沖・アデン湾における海賊対策として、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」に基づき、海上自衛隊の護衛艦(海賊の逮捕、取調べ等の海賊に対する司法警察業務に的確に対処するため、海上保安官 8 名が同乗)及び P-3C 哨戒機によるソマリア沖・アデン湾での民間船舶の防護及び警戒監視を実施しており、国土交通省海事局では、船社からの護衛申請の窓口業務及び護衛対象船舶の選定を行っています。なお、海上自衛隊護衛艦が護衛する船舶に対する海賊襲撃事案は一切発生していません。(国交省、防衛省)
- 平成 24 年以降、ソマリア沖・アデン湾における海賊等事案の発生件数は、減少傾

向にあるものの、ソマリア海賊を生み出す根本的原因は未だ解決されておらず、海賊による脅威が存在している状況にあります。一方で、海上保安庁が同海域における海賊行為に対処することは現状においては困難であるため、平成 26 年 7 月 18 日、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」第 7 条第 1 項に定める内閣総理大臣の承認(閣議決定)を受け、防衛大臣は平成 27 年 7 月 23 日までの間、引き続き自衛隊による海賊対処行動を継続することとしました。(国交省、防衛省、外務省)



海上保安庁と海上自衛隊による海賊身柄護送訓練

- 平成 25 年 12 月から派遣海賊対処行動水上部隊が、これまでの民間船舶の護衛に加え、海賊対処のための多国籍の連合任務部隊である CTF151 に参加してゾーンディフェンス(特定の海域の中で警戒監視を行う活動)を実施しています。また、平成 26 年 2 月からは派遣海賊対処行動航空隊も CTF151 に参加してアデン湾の警戒監視飛行を実施し、平成 26 年 8 月からは海上自衛官を CTF151 司令部に派遣しています。(防衛省)
- 平成 22 年以降、ソマリア沖・アデン湾に集中していた海賊被害が、オマーン沖・アラビア海等の外洋に拡大したため、各国船舶において民間武装警備員の乗船が増加しました。しかし、日本籍船には銃砲刀剣類所持等取締法が適用されるため、銃器を用いた民間武装警備員による警備の実施が困難な状況でした。このことから、平成 25 年 11 月、一定の要件を満たす日本籍船において民間武装警備員による乗船警備を可能とする「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」を施行し、運用を開始しています。(国交省)
- 海上保安庁では、全国の原子力発電所等の周辺海域に巡視船艇を常時配備するとともに、必要に応じて航空機による監視警戒を実施しています。(国交省)

- 平成 26 年 5 月には、米国・ニューポートにおいて、拡散に対する安全保障構想(PSI)のオペレーション専門家会合(OEG)が開催され、我が国の人員が参加しました。同年 8 月には米国・ホノルルにおいて、米国主催 PSI 阻止訓練「Fortune Guard 2014」において、我が国から艦船及び人員が参加しました。(外務省、警察庁、国交省、防衛省)

(2)海上交通における安全対策

- 海運事業者の安全管理体制の構築を目指す運輸安全マネジメント評価を実施するとともに、旅客船及び貨物船に対する運航管理監査並びに船員法等に基づく船員労務監査等を実施しました。さらに、これらの業務を一元的に実施する運航労務監理官の資質の向上及び体制の強化を図りました。(国交省)
- 海難救助等においては、ヘリコプターを活用した機動救難体制により、迅速かつ的確に対応しています。また、捜索救助に関する合同訓練や机上訓練を定期的に実施するとともに、漂流予測の精度向上に取り組みました。(国交省)



海上保安庁のヘリコプターによるフェリーからの救急搬送

- 地方公共団体、漁業協同組合、港湾関係者等で構成する協議会等においては、海洋汚染、海上災害に迅速かつ的確に対応できるよう油防除訓練等を定期的に実施しています。(国交省)
- 海難の発生を未然に防止するため、船舶交通がふくそうする海域における海上交通センターのレーダー機能の強化及びシステムの二重化等の整備を実施しているほか、大規模災害発生時における船舶の安全かつ円滑な避難と被害の極小化に加えて、平時における船舶の管制信号待ちや渋滞の緩和のため、東京湾において海上交通管制業務の一元化を図ることとしています。また、災害発生時においても安定した海上輸送ルートを確保するため、航路標識の耐震補強等の整備を実施しています。(国交省)
- 民間団体・関係行政機関と緊密に連携し、海難防止講習会等を通じて海難防止思

想の普及等を図るとともに、安全運航等に関する現場指導を行うなど、海難防止対策を推進しています。(国交省)

- 船舶自動識別装置(AIS)を活用した航行安全情報の提供業務を継続して実施しているほか、事前登録されたメールアドレスに津波警報や航路標識の消灯等の緊急情報を電子メールで配信するサービスを実施しています。(国交省)
- 外国船舶の海難防止対策の一環として、英語で表記した紙海図及び水路誌を刊行しているほか、ふくそう海域における航法の理解を促進するため、交通ルールを英語で記載した我が国初のルーティングガイド(伊勢湾)を平成27年3月5日に刊行しました。(国交省)
- 船舶が安全な航海を行うために必要な情報や、航海用海図・水路誌等の内容を常に最新に維持するための情報を、水路通報及び管区水路通報²としてインターネット等により提供しています。また、航海中の船舶に対して緊急に周知する必要がある情報については、海上保安庁が運用している通信施設のほか衛星通信、インターネット、ラジオ、漁業無線といった様々な媒体により航行警報として幅広く情報提供しています。さらに、平成26年6月18日からは、これらの文字情報を地図上に図示したビジュアル情報³をインターネットで提供しています。(国交省)
- 海況に関する情報を海洋速報⁴としてインターネットにより提供するほか、狭水道における潮流の情報提供体制を構築し、来島海峡の潮流シミュレーション情報を提供しています⁵。(国交省)
- SOLAS条約、MARPOL条約等の国際条約に定められた義務・役割を適正に果たし、適切な船舶検査及びポート・ステート・コントロール(PSC)実施体制を確保するため、PSC官の増員を継続的に実施しています。(国交省)

² 「船舶交通安全情報」 <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/tuho2.html>

³ 「水路通報・航行警報位置図」 <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/vpage/visualpage.html>

⁴ 「海洋速報&海流推測図」 <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/KAIYO/qboc/index.html>

⁵ 「来島海峡潮流情報」 http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/TIDE/kurushima_tidal_current/internet_currpred/Kurushima/htmls/select_areamap.html



ポート・ステート・コントロール(PSC)を実施している外国船舶監督官

(3) 海洋由来の自然災害への対応

- 設計外力を超えた津波に対し、津波天端(てんぱ)を越流した場合でも堤防の効果が粘り強く発揮できるような構造の海岸堤防、防波堤等の整備を推進しました。平成 26 年 6 月に改正海岸法が成立し、施設と一体的に設置された根固工又は樹林（「緑の防潮堤」）等の「粘り強い構造」の堤防等を法律上明確に位置付けられ、一層の整備を推進しました。（国交省）
- 海岸における水門・陸閘等については、平成 25 年 4 月に「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン」の改訂及び「水門・陸閘等の整備・管理のあり方(提言)」をとりまとめ、これらを踏まえ、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化の推進及び効果的な管理運用を進めました。平成 26 年 6 月に改正海岸法が成立し、水門・陸閘等の操作方法、訓練等に関する操作規則等の策定を義務付けられるとともに、現場操作員の安全を最優先とした操作・退避ルールの策定指針をとりまとめるなど、水門・陸閘等の効果的な管理運用を進めました。（第 1 部 3 参照）（国交省）
- 平成 23 年度に成立した「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、将来起こうる津波災害の防止・軽減のため、都道府県の「津波浸水想定」の設定や「津波災害警戒区域等」の指定等の支援を行い、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を推進しました。また、高潮・高波による浸水被害の軽減を図るため、うち上げ高予報の実現に向けた、波浪やうち上げ高の観測及びうち上げ高予測システムの技術開発を推進しました。（国交省）